

－ 取消処分者講習のご案内 －

R7.3

講習 予約 方法	予 約	予約は必ず受講者本人がしてください ※ 事前に運転免許センター運転免許課講習受付窓口 又は電話で予約してください。
	予 約 先	運転免許センター 運転免許課 講習係（4階） ☎ 048（543）2563（予約専用） ☎ 048（543）2001（代）
	受付時間	平日（月曜日～金曜日）土曜日・日曜日・休日は不可 午前 8 時 30 分 から 午後 4 時 45 分 までの間
講 習 日		指定された2日間で、講習の時間は13時間です。
講 習 場 所		○ 運転免許センター（公安委員会） ○ 県内4ヶ所の自動車教習所（指定講習機関） ※ 右ページを参考にしてください。
講 習 区 分		詳しくは裏面を参照してください
講 習 手 数 料		31, 200円（講習日の第1日目に納付します。） ☐ 運転免許センター（公安委員会）は、原則として <u>キャッシュレス決済</u> でお支払いください。 ※ 窓口での現金の支払いはいできません。 ※ キャッシュレス決済については裏面参照 ☐ 自動車教習所は、必ず <u>現金</u> でお支払いください。 講習が中断となった場合、講習手数料は戻りません。
講習時に必要なもの		☐ 住民票 1 通 （本籍地(国籍)記載、マイナンバー記載不要） ☐ 講習修了証明書用写真2枚 （2枚とも同一、縦3cm×横2.4cm、撮影後6か月以内、上三分 身、無帽、無背景、正面で鮮明に写っているもの） ☐ 運転免許取消処分書若しくは受験資格照会調査メモ ☐ 筆記用具（シャープペン、ボールペン赤・黒） ☐ 視力の条件が予想される方は眼鏡等
講 習 別	四輪車 講 習	☐ 仮運転免許証 ☐ 運転に適した服装（サンダル・ハイヒール等は不可）
	二輪車 講 習	☐ ヘルメット、手袋（用意できない方は申し出てください。） ☐ 運転に支障のない服装 （長袖上着、長ズボン、かかとのある靴）

— 講習実施場所 —

○ 運転免許センター（公安委員会）

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 JR高崎線 鴻巣駅東口 バス約10分
受付場所 4階運転免許課窓口（エレベーター降りて左側）

※ 講習実施日

第1日目	令和	年	月	日（ ）
	受 付	午前8時30分	～	午前8時50分
	講 習	午前9時00分	～	午後5時00分
第2日目	令和	年	月	日（ ）
	講 習	午前9時00分	～	午後4時00分

○ かごはら自動車学校（指定講習機関）

熊谷市拾六間726番地 JR高崎線 籠原駅南口 徒歩約10分
☎ 048-532-5116

※ 講習実施日

第1日目	令和	年	月	日（ ）
	受 付	午前9時00分	～	午前9時20分
	講 習	午前9時30分	～	午後5時30分
第2日目	令和	年	月	日（ ）
	講 習	午前9時30分	～	午後4時30分

○ セイコーモータースクール（指定講習機関）

ふじみ野市市沢3-7-61 東武東上線 ふじみ野駅西口 徒歩約10分
☎ 049-261-0001

※ 講習実施日

第1日目	令和	年	月	日（ ）
	受 付	午前8時30分	～	午前8時50分
	講 習	午前9時00分	～	午後5時00分
第2日目	令和	年	月	日（ ）
	講 習	午前9時00分	～	午後4時00分

○ 春日部自動車教習所（指定講習機関）

春日部市小淵2095番地 東武伊勢崎線 北春日部駅東口 徒歩約6分
☎ 048-761-4155

※ 講習実施日

第1日目	令和	年	月	日（ ）
	受 付	午前8時30分	～	午前8時50分
	講 習	午前9時00分	～	午後5時00分
第2日目	令和	年	月	日（ ）
	講 習	午前9時00分	～	午後4時00分

○ ホンダレインボーモータースクール（指定講習機関）

和光市下新倉5-27-1
JR赤羽駅、東武東上線と和光市駅から送迎バスあり （要 問 合 せ）
☎ 048-467-1123

※ 講習実施日

第1日目	令和	年	月	日（ ）
	受 付	午前9時00分	～	午前9時20分
	講 習	午前9時30分	～	午後5時30分
第2日目	令和	年	月	日（ ）
	講 習	午前9時00分	～	午後4時00分

－ 取消処分者講習 －

1 取消処分者講習は、受験資格取得のための講習です。

次のいずれかに該当する方は、「取消処分者講習」を受講していなければ運転免許試験を受けることができません。

- ・ 過去に運転免許の「取消処分」を受けた方
- ・ 過去に運転免許の「拒否処分」を受けた方
- ・ 過去に国際運転免許証等により6か月を超える期間の「運転禁止処分」を受けた方
- ・ 過去に免許の取消しを公安委員会が決定したにもかかわらず、取消処分を受けないで免許が失効した方

2 講習区分

過去の処分理由・取得免許によって講習の区分が異なります。

(1) 種別（受講対象者）

ア 飲酒講習

- ・ 取消処分に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（飲酒運転）の法令違反が含まれる方
- ・ 取消処分等の後に、無免許運転で上記の飲酒運転をされた方
- ・ 「飲酒講習」は、第1日目から概ね30日後に第2日目が設定されています。

イ 一般講習

- ・ 飲酒運転以外で取消処分等を受けた方
- ・ 「一般講習」は、2日間連続です。

(2) 講習車種

四輪車（普通車）と二輪車・原付の2種類です。

- ・ 四輪車の講習を受講する方は、予約の時点で「仮運転免許証」が必要です。
- ・ 仮運転免許証の取得方法について不明な点があれば運転免許センター（運転免許試験場）に問い合わせてください。

注1 取消処分を受けた後、無免許運転等があると、欠格期間が延長になり免許試験に合格しても運転免許証の交付が受けられなくなります。

注2 受験資格の確認（受験資格照会）が必要な場合、ご本人が平日の午前8時30分から午前11時30分、午後1時から午後4時までの間に、身分証明書を持参して、運転免許センター又は県内最寄りの警察署（鴻巣警察署を除く）に行ってください。

※ 交付される受験資格照会調査メモは運転免許証取得時までは大切に保管してください。

－ 注意・参考事項 －

- 1 予約後の決定通知はありません。講習日、講習場所等は間違わないように注意してください。
- 2 指導員の指示に従わない、酒気を帯びた状態や講習時間への遅れ、忘れ物などの場合は受講できません。
- 3 講習が中断となった場合、講習手数料は戻りません。
- 4 講習は、1日目と2日目ともに同一の講習場所となりますので、予約の際はご自身の予定を必ず確認してください。2日目を自己都合(遅刻や寝坊等)により受講できなかった場合は、初めから予約の取り直しとなります。
- 5 日本語が理解できない方は、通訳人を同伴してください。
- 6 受講終了時に交付される取消処分者講習終了証明書は、運転免許を取得する際に必要となりますので大切に保管してください。
なお、取消処分者講習終了証明書の有効期間は1年間です。

－ キャッシュレス決済のご案内 －

(講習場所が運転免許センターの場合)

クレジットカード	V i s a / M a s t e r c a r d
デビットカード	J C B / A m e r i c a n E x p r e s s / D i n e r s C l u b
電 子 マ ネ ー	n a n a c o / W A O N / 楽 天 E d y / I C O C A
コ ー ド 決 済	P a y P a y / a u P A Y / 楽 天 P a y / d 払 い

注1 チャージが必要なものはあらかじめ必要金額をチャージしてください。

注2 交通系ICカードは講習手数料がチャージの上限を超えるため、使用できません。

注3 複数の決済ブランドの併用はできません。

(例 VisaXSuica、nanacoXPayPay)

注4 現金でのお支払いの場合、コンビニや銀行でのお支払いとなるので受講時間に間に合わないおそれがあります。予めご了承ください。